

令和元年12月13日

各府省等倫理監督官殿

国家公務員倫理審査会事務局長

「国家公務員倫理審査会が所掌する手続等に係る人事院規則1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の運用について」の一部改正について（通知）

「国家公務員倫理審査会が所掌する手続等に係る人事院規則1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の運用について（平成15年4月1日倫参一11）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年12月16日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
1 <u>人事院規則1—38</u> （人事院関係法令に基づく行政手続等における <u>情報通信技術の活用</u> ）（以下「	1 <u>人事院規則1—38</u> （人事院関係法令に基づく行政手続等における <u>情報通信の技術の利用</u> ）（以下「

規則」という。) 第16条の規定により読み替えられた規則第6条第1項第4号の「審査会が定める電子証明書」は、次に掲げる電子証明書とする。

一・二 (略)

2 前項に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項については、「人事院規則1—38 (人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用) の運用について (平成15年4月1日 総総-213) 」を準用するものとする。

規則」という。) 第13条の規定により読み替えられた規則第5条第1項第4号の「審査会が定める電子証明書」は、次に掲げる電子証明書とする。

一・二 (略)

2 前項に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項については、「人事院規則1—38 (人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用) の運用について (平成15年4月1日 総総-213) 」を準用するものとする。

以 上